令和７年８月２８日

役　　員
支　部　長　各位
事務担当者

群 馬 県 剣 道 連 盟
会　長　小 林 一 隆

令和７年度秋季本部審査会・講習会の開催について

時下、益々御精武のことと拝察申し上げます。
平素から群馬県剣道連盟の運営に関し、御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記の審査会及び審査に向けた秋季講習会を下記のとおり実施しますので、各支部会員に周知の上、受審者の申込みをお願いいたします。
また、錬士・教士の受審者向けの講習会及び要項も添付しますので、併せて周知をお願いします。

記

１　秋季講習会
(1) 日　程
令和７年１０月４日(土)　午前９時　開館
午前９時１０分～９時４０分　受付
午後４時　終了予定
(2) 会　場（申込人数によって場所の入れ替えあり）
ＡＬＳＯＫぐんま武道館　大 道 場：三段
第２道場：四段･五段･錬士･教士
(3) 受講資格
・　群馬県剣道連盟登録会員(以下群剣連登録会員という)であること。
・　１０月５日開催の秋季本部審査会に申し込んだ者
※　他都道府県から越境受審はできないが、大学生で帰省地が群馬県の者は受審できる。
(4) 講習会実施要項
別添１「群剣連秋季講習会実施要項」のとおり。
２　秋季審査会
(1) 日　程
令和７年１０月５日(日)午前・午後（受審人数により変動あり）
午前９時１０分～９時４０分　受付
１０時　審査開始

(2) 会　場

ＡＬＳＯＫぐんま武道館　大 道 場

(3) 受審資格

・　群剣連登録会員であること。

・　<u>１０月４日開催の「群剣連秋季講習会」全日程を受講した者</u>

・　高校生は原則在住している支部を通じて申し込むこと。

但し、「前段の免状のコピー」を添付して申し込めば、学校所在地支部からも推薦を受け受審することができる。

※　他都道府県から越境受審はできないが、大学生で帰省地が群馬県の者は受審できる。

(4) 審査実施要項

別添２「群剣連秋季審査会実施要項」のとおり。

３　申込み要領

(1) 各支部ごと、所定の申込用紙により、各支部長が推薦し、群馬県剣道連盟事務局を経て申し込むこと。

〒371－0047　前橋市関根町３－４－８ハイツホウレン 107 号

群馬県剣道連盟事務局　TEL／FAX 027－235－0870

(2) 前段を他都道府県連盟で取得した者は、前段の免状のコピー(Ａ４)もしくは、段位取得証明書のコピーを添えて申し込むこと。

(3) 群剣連登録会員でない者は、支部を通じて申込時に入会金２千円を納入し、併せて「群馬県剣道連盟登録会員申込書」に必要事項をもれなく記載し、群馬県剣道連盟事務局宛メール報告をすること。

(4) 受審料等の納入

各支部は受審者から次の受審料(講習料含む)を取り纏め、群剣連の指定口座に振込すること。

段 位	金　　額
三段	２１，４００円
四段	２７，０００円
五段	３６，０００円
錬士	２５，０００円
教士	３０，０００円

(5) 申込締切

<u>９月２２日（月）必着</u>　受審料返金のキャンセルは講習会前日までとする。

４　留意事項

別添３「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いします。

別添１

群剣連秋季講習会実施要項

１　講習会日時

令和７年１０月４日(土)

開　館　　午前９時００分

ＡＬＳＯＫぐんま武道館１階武道館入口より入館

講習会　　午前９時５０分から午後４時ころまで

２　受付時間

午前９時１０分から午前９時４０分まで

３　会場（申込人数によって場所の入れ替えあり）

ＡＬＳＯＫぐんま武道館　大 道 場：三段

第２道場：四段・五段・錬士・教士

４　講師

群馬県剣道連盟指定講師

５　講習内容

日本剣道形　三段受審者　太刀７本

四段・五段・錬士・教士受審者　太刀７本、小太刀３本

６　持ち物

剣道具一式、面マスク、木刀、学科問題解答、弁当、 スポーツドリンク

※学科問題は各支部に配布済みであるが、群馬県剣道連盟ホームページからもダウンロードできる。

７　留意事項

別添３「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いします。

別添２

群剣連秋季審査会実施要項

１　審査日時

令和７年１０月５日(日)

開　館　　午前９時００分

ＡＬＳＯＫぐんま武道館１階武道館入口より入館

審　査　　午前 10 時から午後２時予定

２　受付時間

午前９時１０分から午前９時４０分まで

３　会場

ＡＬＳＯＫぐんま武道館　大 道 場

４　受審資格及び申込対象者

群剣連登録会員であり、全日本剣道連盟称号・段位審査規則に基づく資格を有している者

三段：二段受有後 2 年以上修行した者

四段：三段受有後 3 年以上修行した者

五段：四段受有後 4 年以上修行した者

錬士：(1) 六段受有者で、六段受有後１年以上を経過（令和６年 11 月 30 日以前に取得）した者（剣道称号・段級位審査規則第 11 条）

(2) 五段受有者で五段受有後 10 年以上を経過（平成 27 年 11 月 30 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者

※五段受有者で地方代表団体（群馬県剣道連盟）の選考において、第 10 条第１項の基準（錬士は、剣道に錬達し、識見優良なる者）に達していると認められ、特に地方代表団体の長から推薦された者は、前項第１号の規定にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

なお、前記（2）の特例で推薦を希望する者がいる支部は、支部長が別記様式１「錬士候補者推薦書」を作成し、９月 10 日（水）必着で群馬県剣道連盟事務局を経て報告すること。

教士：錬士七段受有者で７段受有後２年を経過している者

５　実施方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則・細則並びに同実施要領による。

６　審査科目

(1)　実技

必ず面マスクまたはマウスガードを着用

(2)　日本剣道形

実技審査に合格した者のみ。必ず面マスクを着用

(3)　学科

各支部に配布の学科試験問題の解答を１０月４日の講習会受付時に提出する。

※学科試験は手書きによる自筆とする。パソコン不可、コピー不可

※学科問題は各支部に配布済みであるが、群馬県剣道連盟ホームページからもダウンロードできる。

7　持ち物

剣道具一式、面マスク、マウスガード、竹刀、木刀、スポーツドリンク

8　留意事項

別添３「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いします。

別添３

群剣連講習会及び審査会における留意事項

１　以下に該当する者は受審できない。

(1) 基礎疾患のある者

・　基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」

・これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。

(2) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には３７．５度以上ある者をいう）

(3) 咳・咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者

(4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(5) 過去１４日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２　学科は、事前に学科問題解答用紙に記入し、講習会の１０月４日受付時に提出すること。

３　剣道着、袴の着替えは、更衣室を使用すること。廊下での着替えは厳禁

更衣室を使用する場合は、密にならないようにすること。

４　剣道着、袴に高校名などの大きな文字が書かれている物は使用しない。

５　入場口等にアルコール消毒液が設置してあるので、手指消毒を励行する。

６　待機場所は大道場になるので、係員の指示に従い、剣道具一式及び木刀を携行し指定された場所で待機し、フィジカルディスタンスをとること。

７　トイレの使用方法

トイレの使用は、密接、密集を避けるための措置に従うこと。

便座を使用した場合は蓋を閉めてから流すこと。

８　審査当日、受付時に受審番号を付与する。

９　講習会では観覧席を昼食場所とし、原則、武道館からの外出は禁止する。

10　熱中症対策等の飲み物は各自が準備し、ゴミは必ず持ち帰ること。

11　実技及び日本剣道形審査では必ず面マスクを鼻が出ないように着用し、待機中は面マスク又は家庭用マスクを着用すること。

12　受審会場には各組の面装着場所を指定する。

13　実技審査を終えた者は、面を装着した場所で待機すること。

14　形審査の方法は当日説明する。

15　実技及び形審査の合格発表方法は当日説明する。

16　剣道形の再受審者は、審査申込書の右上枠外に「剣道形再審査」と記載し申請すること。

17　審査会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。